

平成31年度 ふくおか地域貢献活動サポート事業(自由提案型) 応募要項

(問い合わせ先/応募先)

福岡県NPO・ボランティアセンター 協働班
(福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課)

住所 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13-50

電話 092-631-4415 FAX 092-631-4413

E-mail nvc@pref.fukuoka.lg.jp

センターホームページ「ふくおか協働・生涯学習ひろば」

<https://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp>

共助社会づくり基金ホームページ

<https://www.kifu.pref.fukuoka.lg.jp>

この事業は、**福岡県共助社会づくり基金**を活用しています。

※募集期間

平成31年3月4日(月)～平成31年4月12日(金)

目次

1	目的・趣旨	2
2	寄附者の意向	2
3	募集する事業	2
4	事業実施期間	2
5	補助金額	3
6	応募できる団体	4
7	応募方法	5
8	審査	6
9	事業報告書の提出	6
10	留意事項	6
11	事業スケジュール	7
12	ご寄附いただいた方の紹介	7
	応募様式 1～8	8

本応募要項における「NPO等」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める一般社団法人・一般財団法人（以下、「社団法人等」という。なお、公益社団法人・公益財団法人を含む。）、及びボランティア団体とします。

ただし、社団法人等のうち、国、地方公共団体の外郭団体は、事業の主担当者となることはできません。

1 目的・趣旨

本事業は、NPO等が、行政、地域コミュニティ、企業などの多様な主体と協働して地域課題の解決に取り組む社会貢献活動を支援するため、福岡県共助社会づくり基金を活用して実施するものです。

県が協働事業の企画案を募集し、外部有識者による審査を経て、補助金の交付対象となる事業を決定します。

○福岡県共助社会づくり基金とは

本県では、NPO等や企業、行政などの多様な主体が地域の課題を解決するため、互いに支え合い、共に助け合う「共助社会」の実現を目指しています。

本基金は、この趣旨に賛同いただいた県民や企業の皆さまの思いを「寄附」というかたちでお預かりし、「NPO等が多様な主体と協働して地域課題の解決に取り組む社会貢献活動」へとつなぐ基金です。

2 寄附者の意向

本事業は、福岡県共助社会づくり基金に対するイオン九州株式会社、マックスバリュ九州株式会社、株式会社ダイエー、西部ガス株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社をはじめとした皆様からの寄附金を活用して県が実施するものです。

寄附者からは、「NPO等と多様な主体との協働による福岡県の共助社会づくり活動を広く応援したい」とのご意向が示されています。

3 募集する事業

県内で実施する事業で、下記の要件を満たす企画案を募集します。

(1) NPO等が協働^{*}で地域課題の解決にあたる事業

^{*}NPO等同士の協働事業も対象とします。

(2) 自由で先進的な発想や専門的なノウハウ等を活かした公益性の高い事業

【対象とならない事業】

○社会貢献活動としてふさわしくない次のような事業

- ・ 営利を目的とする事業
- ・ 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- ・ 政治や宗教に関わる事業

○福岡県から補助又は委託を受けている事業（受ける見込みのある事業）

4 事業実施期間

補助金の交付決定日から平成32年3月末日まで

5 補助金額

(1) 採択予定件数

13件程度（予算の範囲内で採択）

(2) 補助金額

1件あたりの上限額 50 万円。上限内であれば、申請額は問いません。事業に必要な経費を適正に計上してください。

※補助金の額は、次に規定する補助対象経費の合計額から補助事業によって得た収入を除いた額又は、50 万円のいずれか低い額の範囲内とします。なお、補助金の交付決定の際に企画提案いただいた事業費を査定する場合があります。

(3) 補助対象経費

事業実施に要する次の経費とします。

なお、費目については、社会貢献活動に要する経費「社会貢献活動費」と事業の情報発信に要する経費「情報発信費」に区分して計上^{*}してください。

^{*}計上箇所・・・本応募要項 12 ページ（「収支予算書」 2 支出の部）

費目	内容（例）
謝金	外部講師等に支払う謝金
旅費	事業従事者の交通費、外部講師等の交通費・宿泊費
消耗品 ・材料購入費	消耗品・材料等の購入費（ただし、1 個当たりの単価が 5 万円未満のものに限る）
委託費	パンフレットやチラシ等の印刷製本費、看板作成費等
通信運搬費	電話代、郵送代、機材運搬費等
保険料	ボランティア等の傷害保険料等
使用料	会議室等の賃借料、付属設備使用料等、リース料等
人件費	事業に従事した分の職員の給料手当、臨時職員賃金、社会保険料等
その他	その他事業実施に必要な経費 (内容と使途目的を具体的に記載してください)

※財産形成につながる工事請負費や備品購入費（1 件あたりの単価 5 万円以上）及び食糧費は、補助対象外です。

※委託費及びその他（その他事業実施に必要な経費）については、応募書（「企画提案書」）の添付資料として、見積書やカタログなど積算根拠となる書類を提出ください。

(4) 補助事業による収入

参加料の徴収や作成する印刷物を販売するなど、事業実施による収入の見込みがある場合は、あらかじめその金額を収支予算書で明らかにしてください。

なお、事業実施の結果、補助金と上記収入の合計が補助対象経費を上回った場合には、上回った額を返還していただくことになります。

例 1	総事業費（＝補助対象経費）が 100 万円の場合 100 万円 > 50 万円（補助金限度額）
例 2	事業費（＝補助対象経費）が 60 万円で 20 万の収入が見込まれる場合 60 万円 - 20 万円 = 40 万円（補助金限度額） < 50 万円

6 応募できる団体

(1) 応募できる団体は、NPO等、行政、地域コミュニティ、企業などを構成員に含む団体（以下「協議体」という。）とします。

※本応募の対象となる「NPO等」とは、特定非営利活動法人、公益社団法人・公益財団法人・一般社団法人・一般財団法人（以下、「社団法人等」という。）、及びボランティア団体とします。

ただし、社団法人等のうち、国、地方公共団体の外郭団体は、事業の主担当者となることはできません。

※協議体は、少なくとも2団体以上で構成される必要があります。複数のNPO等で構成される協議体も応募可能です。

(2) 協議体は、以下の条件を全て満たすものとします。

ア NPO等が事業の主担当であること

イ 代表者が定められていること

ウ 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた協議体の規約その他の規程が作成されていること

a 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

b 協議体の意思決定方法

c 協議体を解散した場合の地位の承継者

d 協議体の事務処理及び会計処理の方法

e その他、協議体の運営に関して必要な事項

※協議体の規約例を、福岡県共助社会づくり基金ホームページに掲載しています。

(3) 協議体の構成員となるNPO等は、以下の要件を全て満たす団体とします。

ア 共通

a 福岡県内に事務所を有すること

b 活動を行う主たる区域が福岡県内で、原則として応募の日までに一年以上にわたり継続的に活動していること（特定非営利活動法人にあっては、法人格を取得する前の任意団体としての活動歴を含む）

c 事業案の遂行に必要な組織・人員を有する団体であること

イ 特定非営利活動法人を除くほかの団体

a 不特定かつ多数のものの利益（公益）の増進に寄与する活動を行っていること

b 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること

c 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない団体であること

d 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としない団体であること

e 暴力団、暴力団員が役員や被雇用者である団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体のいずれかに該当する団体ではないこと

7 応募方法

(1) 募集期間

平成31年3月4日（月）から平成31年4月12日（金）※17時必着

(2) 応募書類

ア 必要な書類は以下のとおりです。応募書類の大きさ及び規格は、日本工業規格A4縦型とします。

※様式は、福岡県共助社会づくり基金ホームページ又は福岡県NPO・ボランティアセンターのホームページからダウンロードできます。

書類			備考
①	様式1号	企画提案書	
②	様式2号	事業計画書	
③	様式3号	収支予算書	
④		協議体の規約その他の規程	
⑤	様式4号	協議体の役員名簿	
⑥	様式5号	プロジェクト従事者名簿	
⑦	様式6号	団体調書	
⑧		定款又はこれに代わるものの写し	
⑨		直近1年間の事業報告書の写し（又はこれに代わるもの）	
⑩		直近1年間の活動計算書（収支計算書）、貸借対照表及び財産目録の写し（又はこれに代わるもの）	
⑪	様式7号	成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面	任意団体のみ
⑫	様式8号	団体の目的等についての誓約書	任意団体のみ
⑬		その他参考資料 ※団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料がある場合は、A4で5枚以内にまとめて提出してください。	任意提出
⑭		その他知事が必要と認める書類（応募書類提出後、当課から連絡があった場合のみ提出してください）	

※NPO等については、上記⑦～⑫を提出してください。協議体の構成員に複数のNPO等が含まれる場合は、団体ごとに作成してください。

イ 提出部数

1部（添付書類及び参考資料含む）

(3) 応募方法

- ・福岡県NPO・ボランティアセンターに応募書類一式を郵送又は持参してください。
- ・本応募要項による事業の企画提案は、1協議体につき1提案に限ります。
- ・また、同一のNPO等が、複数の企画提案について、事業の主担当となることはできません。
- ・応募に係る経費は全て応募団体の負担となります。

・提出された資料は返還しませんのでご了承ください。

8 審査

(1) 必要に応じ、資料の追加提出やヒアリング等の対応をお願いする場合があります。

(2) 福岡県共助社会づくり基金運営委員会における審査を経て、採択事業を決定します。運営委員会における審査に際し、公開の場でのプレゼンテーションをお願いする予定です。

ただし、1次審査として、「事業の実現性」について書類審査を行い、公開プレゼンテーションの対象事業を予め選定することがあります。

また、応募多数の場合には、「事業の実現性」のほかに下記の「(3) 審査基準」に記載のある全項目について書類審査を行い、公開プレゼンテーションの対象事業を予め選定することがあります。

公開プレゼンテーションの有無については、全ての応募団体に通知します。

(3) 審査基準は、概ね次のとおりです。

項目	着眼点
目的・課題の把握	・目的・課題の把握は明確で適切か ・寄附者が設定したテーマや趣旨に合致しているか
公益性・社会貢献性	・地域社会にとって必要性、重要性が高いものか
独創性・先進性	・団体の特性や専門性が活かされた独創性のある提案か ・課題を解決する手法等に、他の模範となる先進性があるか
事業の実現性	・事業を適切かつ確実に実施できる人員、体制を有しているか ・事業に計画性や具体性があり、実現可能な内容か ・屋外で実施する事業の場合、荒天等の対応を想定しているか
協働性	・協働で事業を実施することにより、単独で行うよりも高い相乗効果が期待できるか
継続性・発展性	・事業に継続性・発展性が期待できるか ・NPO等のホームページや広報紙等を活用した積極的な情報発信が期待できるか
積算内容の妥当性	・各所要経費の積算は妥当なものか

9 事業報告書の提出

(1) 事業終了後は、速やかに事業完了報告書を提出してください。

なお、事業に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておいていただく必要があります。

(2) 事業の実施期間中、事業の進捗状況等について報告書の提出を求める場合があります。

(3) その他、福岡県共助社会づくり基金運営委員会が行う第三者評価への協力をお願いします。

10 留意事項

(1) 情報公開への同意

ア 事業の公正性、透明性を高めるため、応募状況と審査結果は、福岡県共助社会づくり基金ホームページや県ホームページ等で公開します。

イ 事業終了後は、実施団体から提出された事業報告書を福岡県共助社会

づくり基金ホームページや県ホームページ等で公開します。

ウ 開示請求がなされた場合、提出された書類は、福岡県情報公開条例に基づき開示することがあります。

(2) 採択された団体の義務

ア 別途定める県の補助金交付要綱等の規定を遵守し、適正な経理処理を行う義務を負います。

イ 事業実施後は、事業評価を行うとともに、事業報告会に出席していただきます。

ウ 本事業は、「福岡県共助社会づくり基金」への寄附金を原資として実施しています。事業実施に当たっては、当事業が「福岡県共助社会づくり基金」を活用して実施していることを広報に盛り込んでください。

エ 実施事業の内容やその成果について、団体のホームページ等への掲載や報道機関への情報提供などにより、県民の皆さんに向けて積極的な情報発信を行ってください。

11 事業スケジュール（予定）

スケジュールは変更となる場合があります。

項目		日程等
1	公募期間	平成31年3月4日（月）から 平成31年4月12日（金）まで
2	審査	平成31年4月中旬 書類確認・ 必要に応じヒアリング等 4月下旬（公開プレゼンテーション） ※1次審査として書類審査を行い、公開プレゼンテーションの 対象事業を、予め選定する場合があります。 4月下旬 採択事業の決定
3	補助金の交付申請 及び交付決定 (補助金支払い)	平成31年5月中旬頃 ・必要に応じて概算払いも可能です。（事業終了後に精算 が必要）
4	事業実施	交付決定の日から平成32年3月末まで
5	実績報告・精算	・事業完了後30日以内又は平成32年4月10日のい ずれか早い日までに提出してください。 ・実績報告を精査後、補助金を精算します。
6	事業報告会	平成32年3月頃（予定） ・協働事業の内容を広く発信するため、公開の場で報告を 行っていただきます。

12 ご寄附をいただいた方の紹介

本事業は、次の皆様の寄附を財源に実施します。

寄附者の皆様、ありがとうございました。

イオン九州株式会社 様

マックスバリュ九州株式会社 様

株式会社ダイエー 様

西部ガス株式会社 様

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 様